

秋田市河辺墓地管理業務委託仕様書

第1 委託業務の概要

1 委託名

秋田市河辺墓地管理業務委託

2 委託の目的

巡視点検等による墓地管理を行うほか、樹木の剪定等の植栽管理を行うもの

3 委託（履行）場所

秋田市河辺和田字岡村地内

秋田市河辺墓地

4 委託（履行）期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

第2 委託業務の内容等

1 対象区域

別紙「令和8年度秋田市河辺墓地管理業務委託図面」のとおり

2 委託業務の実施要領

(1) 業務の目的および方法

ア 墓地管理

(ア) 巡視点検

a 巡視点検は、施設等の損壊の有無、集水枡の堆積状況および植栽の生育状況等を確認するほか、併せて供花の撤去およびトイレの清掃を行うものとする。

b 巡視点検は、4月～6月、8月、9月および3月に月1回行うほか、8月、9月および3月はお盆、お彼岸（秋、春）の直前に1回追加して行うものとし、施設等の損壊を確認したときは、遅滞なく本市へ連絡すること。

c 撤去する供花は枯れたものに限ることとし、場外に搬出し、適正に処理するものとする。

(イ) 供物の撤去

a 墓地区画内の供物を撤去するものとする。

b 供物の撤去は、お盆、お彼岸（秋、春）の後に行うものとし、撤去した供物は、場外に搬出し、適正に処理するものとする。

(ウ) 集水枡清掃

a 集水枡内の堆積状況を確認し、堆積した土砂等を除去・清掃す

るものとする。

- b 集水枡清掃は、堆積状況により適切な時期に行うものとし、清掃に伴い生じた土砂等については、場外に搬出し、適正に処理するものとする。

イ 植栽管理

(ア) 剪定

- a 剪定は、不必要な枝葉を除去し、樹木の生理的な生長のバランスと美しい樹形を保つことを目的とする。
- b 剪定後に枝葉が樹冠内に残らないように取り去り、周辺をきれいに清掃すること。

(イ) 草刈り

- a 草刈りは、景観区域および区画周辺の景観を保つことを目的とする。
- b 作業に当たっては、樹木、草花および施設などを損傷しないよう注意すること。

(ウ) 除草剤散布

- a 除草剤散布に当たっては、農薬取締法（昭和23年法律第82号）等の農薬関連法規およびメーカー等が定めている使用安全基準、使用方法を遵守し、人畜の安全および樹木、地被植物への薬害に十分注意すること。
- b 薬剤散布実施に先立ち、対象となる雑草の種類、育成段階（休眠期、発芽前、幼葉期、盛期）を考慮し、薬剤を選定し散布すること。

(エ) 冬囲い設置・撤去

- a 冬囲いは、樹木の枝折れや損傷防止を目的とする。
- b 設置時期は11月下旬～12月中旬の積雪前とし、雪融け後の3月中旬以降に撤去する。
- c 冬囲いは縄しぼりとし、外側にはった枝をしおりあげ、わら縄で2～3箇所程度固定する。
- d 取りはずしに当たっては、しおられた枝を広げるようにし、花芽、枝葉などを傷つけないよう注意して行う。

(オ) その他

剪定等による発生材は、場外に搬出し、適正に処理するものとする。

(2) 回数等

別紙「秋田市河辺墓地管理業務工程表」のとおり

3 事前準備

(1) 業務関係者名簿

契約締結時に、業務責任者および業務担当者（以下「業務関係者」という。）の氏名ならびに保有資格のほか、業務責任者の電話番号を記載した業務関係者名簿（造園施工管理技士技術検定合格証明書の写しを添付）を提出すること。

(2) 業務計画書

契約締結時に、実施体制（非常時の対応を含む）、全体工程等、必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を提出すること。

4 業務責任者の指定および業務担当者の選任

1級又は2級造園施工管理技士の資格を有する者を業務責任者として指定するとともに、業務担当者を選任すること。また、契約期間中に業務関係者を変更した場合は、遅滞なく業務関係者名簿に新たに業務関係者となった者の技術検定合格証明書の写し（資格を有しない業務担当者の場合を除く。）を添えて提出すること。

5 服装等

業務関係者は、業務に適した服装および装備等を着用し、業務を実施すること。

6 安全管理

業務担当者の労働安全衛生に関する労務管理については、業務責任者がその責任者となり、関係法令に従って行うこと。

7 経費負担

(1) 本市の負担とするもの

水道、電気料等の光熱水費

(2) 受託者の負担とするもの

ア 業務に必要な資機材および資機材で使用する各種消耗品

イ 除草剤散布で使用する薬剤

8 業務完了報告書等

作業実施日毎の作業内容を1か月単位でまとめ、作業報告書として翌月10日までに提出すること。また、年度末に業務完了報告書を提出すること。

9 委託料の支払

業務の完了を確認するための検査に合格したときは、請求に基づき、請求を受理した日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

第3 契約に当たっての留意事項

1 委託業務の内容の変更

本市は、契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができることとする規定とともに、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、本市と受託者が協議して書面により定めるものと

する条項を契約書に盛り込む予定である。

2 再委託等の禁止

受託者は、業務の実施に当たり、委託業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこととする規定とともに、あらかじめ本市の承諾を受けた場合に限り、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができることとする条項を契約書に盛り込む予定である。

3 秘密の保持

受託者は、業務遂行に当たって知り得た秘密を第三者にもらしてはならないこととする規定のほか、業務を実施するに当たり、個人情報の保護に関し本市が定める「個人情報取扱特記事項」、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に定める事項を遵守しなければならないこととする条項を契約書に盛り込む予定である。

第4 その他

本仕様書の記載に疑義がある場合、又は記載のない事項がある場合は本市と協議すること。